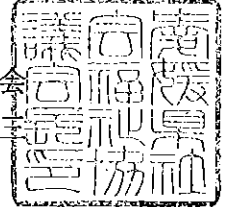


媛社協第 116 号

平成21年4月23日

社団法人 愛媛県栄養士会 会長 様

社会福祉法人
愛媛県社会福祉協議会
会長 鮎川 恭



愛媛県介護支援専門員実務研修受講試験に係る
実施機関の指定及び試験期日等について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記試験については、引き続き愛媛県から指定試験実施機関として指定を受けて
本会が実施することとなりましたので、ご連絡申し上げます。

また、今年度の試験期日下記のとおり定められ、試験範囲について別添のとおり通知
がありましたので、併せてご連絡申し上げます。

記

- 1 試験期日 平成21年10月25日(日)
- 2 試験開始時間 午前10時

○試験に関するお知らせは、県社協及び県庁ホームページに随時掲載します。

愛媛県社協 URL <http://www.ehime-shakyo.or.jp/>

愛媛県庁 URL <http://www.pref.ehime.jp/>

【問合せ先】

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

福祉振興班(担当/篠原)

TEL 089-921-8359

FAX 089-921-3398

E-mail shinohara-tomomi@ehime-shakyo.or.jp

老振発第0331001号

平成21年3月31日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局振興課長



平成21年度介護支援専門員実務研修受講試験の試験範囲について

標記については、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(平成18年5月22日付け老発第0522001号厚生労働省老健局長通知)の別添「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」の別紙4「都道府県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領」により、試験範囲に「介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする」とされているところであるが、試験範囲に含まれる関連通知の具体例については、別添のとおりである。

各都道府県におかれては、御了知の上、貴都道府県内の関係団体及び関係機関等にその周知を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。



- 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」(平成18年3月31日老振発第0331009号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局振興課長通知)
- 「老人(在宅)介護支援センターの運営について」(平成18年3月31日老発第0331003号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛厚生労働省老健局長通知)
- 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号各都道府県知事宛厚生労働省老健局長通知)
- 「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)